

平成29年11月定例月議会

議 案 説 明

(12月12日上程分)

議案第 5 8 号 平成 2 9 年度四日市市一般会計補正予算（第 7 号）

から

議案第 6 5 号 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例
の一部改正について まで

ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

議案第 5 8 号は、平成 2 9 年度一般会計補正予算第 7 号案であります。

補正の内容は、議員の報酬改定等並びに特別職及び職員の給与改定に係る人件費の補正などであります。

歳入歳出予算につきましては、1 億 8 9 7 6 万 5 千円の減額で、補正後の予算額は、1 0 9 5 億 8 9 2 9 万 3 千円となります。

以下、歳出各款にわたり、その内容についてご説明申し上げます。

第 1 款 議会費から第 1 0 款 教育費までの各款におきまして、人件費の補正を計上するほか、第 3 款 民生費につきましては、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の人件費の補正に伴い、それぞれの会計への繰出金の補正も併せて計上しております。

以上、歳出の概要をご説明申し上げましたが、歳入につきましては、歳出に関する諸収入を補正するほか、交付税措置のない市債の発行を減額して収支の均衡を図っております。

議案第 5 9 号から議案第 6 1 号までは、特別会計の補正予算案でありまして、以下、その内容についてご説明申し上げます。

議案第 5 9 号は、平成 2 9 年度国民健康保険特別会計補正予算第 4 号案であります。

議案第 6 0 号は、平成 2 9 年度介護保険特別会計補正予算第 2 号案であります。

議案第 6 1 号は、平成 2 9 年度後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号案であります。

補正の内容は、いずれの特別会計におきましても職員の給与改定に係る人件費の補正であります。

続きまして条例議案についてご説明申し上げます。

議案第 6 2 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきましては、人事院の勧告に準じ、議員の期末手当の支給月数を引き上げようとするものであります。

議案第 6 3 号 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、人事院の勧告に準じ、市長及び副市長の期末手当の支給月数を引き上げようとするものであります。

議案第 6 4 号 職員給与条例の一部改正及び 議案第 6 5 号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきましては、人事院の勧告に準じ、職員及び一般職の任期付職員の給与等をそれぞれ見直そうとするものであります。

以上が各議案の概要であります。

どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。